2　1に規定する派遣が最初の五年を超えて継続される場合には、両締約国の権限のある当局又は実施機関は、当該派遣に係る被用者に対して1に規定する一方の締約国の法令のみを引き続き適用することについて合意することができる。ただし、当該派遣の延長期間が最初の五年を経過した後一年を超えない場合には、当該一方の締約国の権限のある当局又は実施機関は、他方の締約国の権限のある当局又は実施機関による事前の同意を得ないで、当該被用者に対して当該一方の締約国の法令のみを引き続き適用することを認めることができる。

3　一方の締約国の法令に基づく制度に加入し、かつ、当該一方の締約国の領域内において自営業者として通常就労する者が、他方の締約国の領域内においてのみ自営業者として一時的に就労する場合には、当該他方の締約国の領域内における自営活動の期間が五年を超えるものと見込まれないことを条件として、最初の五年間は、その者が当該一方の締約国の領域内において就労しているものとみなして当該一方の締約国の法令のみを適用する。

4　3に規定する他方の締約国の領域内における自営活動が最初の五年を超えて継続される場合には、両締約国の権限のある当局又は実施機関は、当該自営活動に係る自営業者に対して3に規定する一方の締約国の法令のみを引き続き適用することについて合意することができる。ただし、当該自営活動の延長期間が最初の五年を経過した後一年を超えない場合には、当該一方の締約国の権限のある当局又は実施機関は、他方の締約国の権限のある当局又は実施機関による事前の同意を得ないで、当該自営業者に対して当該一方の締約国の法令のみを引き続き適用することを認めることができる。

5　1及び3の規定は、日本国の領域内に事業所を有する雇用者に当該領域内において雇用されている者又は日本国の領域内において自営業者として通常就労する者が、第二条1(a)(i)から(v)までに掲げる日本国の年金制度に加入していない場合には、適用しない。

第八条　海上航行船舶において就労する被用者

一方の締約国の旗を掲げる海上航行船舶において被用者として就労し、かつ、この協定がないとしたならば両締約国の法令が適用されることとなる者については、当該一方の締約国の法令のみを適用する。この条の規定の適用に当たっては、スイスの旗を掲げる海上航行船舶において被用者として就労する者は、スイスの領域内で就労しているものとみなす。

前記の規定にかかわらず、当該者が他方の締約国の領域内に事業所を有する雇用者に雇用されている場合には、当該者について、当該他方の締約国の法令のみを適用する。

第九条　外交使節団の構成員、領事機関の構成員及び公務員

1　この協定は、千九百六十一年四月十八日の外交関係に関するウィーン条約又は千九百六十三年四月二十四日の領事関係に関するウィーン条約の規定の適用を妨げるものではない。

2　1の規定に従うことを条件として、一方の締約国の公務員又は当該一方の締約国の法令において公務員として取り扱われる者が他方の締約国の領域内において就労するために派遣される場合には、その者が当該一方の締約国の領域内において就労しているものとみなして当該一方の締約国の法令のみを適用する。

第十条　第六条から前条までの規定の例外

両締約国の権限のある当局又は実施機関は、被用者及び雇用者の申請又は自営業者の申請に基づき、特定の者又は特定の範囲の者の利益のため、これらの特定の者又は特定の範囲の者にいずれか一方の締約国の法令が適用されることを条件として、第六条から前条までの規定の例外を認めることについて合意することができる。

第十一条　随伴する配偶者及び子

1　スイスの領域内において就労する者であって、第七条、第九条2又は前条の規定により日本国の法令の適用を受けるものに随伴する配偶者又は子については、スイスの領域内において有給で雇用されないことを条件として、スイスの法令は、適用しない。

2　日本国の領域内において就労する者であって、第七条、第九条2又は前条の規定によりスイスの法令の適用を受けるものに随伴する配偶者又は子については、

(a)　当該配偶者又は子が日本国民以外の者である場合には、第二条1(a)(i)、(b)(iii)及び(b)(vii)に掲げる制度に関する日本国の法令は、適用しない。ただし、当該配偶者又は子が別段の申出を行う場合には、この(a)の規定は、適用しない。

(b)　当該配偶者又は子が日本国民である場合には、第二条1(a)(i)、(b)(iii)及び(b)(vii)に掲げる制度に関する日本国の法令の適用の免除は、日本国の法令に従って決定する。

この2の規定により第二条1(a)(i)、(b)(iii)及び(b)(vii)に掲げる制度に関する日本国の法令の適用を受けない配偶者及び子については、それらの者がスイスの領域内に住所を有するものとみなしてスイスの法令を適用する。

第十二条　強制加入

第六条から第八条まで、第九条2及び前条の規定は、各締約国の法令における強制加入についてのみ適用する。

第三部　給付に関する規定

第一章　日本国の給付に関する規定

第十三条　通算

1　日本国の実施機関は、日本国の給付を受ける権利の取得のための要件を満たすために十分な保険期間を有しない者について、この条の規定に基づいて給付を受ける権利を確立するため、日本国の法令による保険期間と重複しない限りにおいて、スイスの法令による保険期間を考慮する。ただし、この規定は、各共済年金の職域加算年金及び保険料の還付として支給される一時金については、適用しない。

2　1の規定の適用に当たっては、スイスの法令による保険期間は、日本国の被用者年金制度の保険期間及びこれに対応する国民年金の保険期間として考慮する。

第十四条　障害給付及び遺族給付に関する特別規定

1　日本国の法令が、障害給付又は遺族給付（保険料の還付として支給される一時金を除く。以下この1において同じ。）を受ける権利の確立のために初診日又は死亡日が特定の保険期間中にあることを要件として定めている場合において、初診日又は死亡日がスイスの法令による保険期間中にあるときは、これらの給付を受ける権利の確立に当たり当該要件は満たされたものとみなす。ただし、国民年金の下での障害給付又は遺族給付を受ける権利がこの条の規定を適用しなくても確立される場合には、この条の規定は、日本国の被用者年金制度の下での同一の保険事故に基づく障害給付又は遺族給付を受ける権利の確立に当たっては、適用しない。

2　1の規定の適用に当たっては、二以上の日本国の被用者年金制度における保険期間を有する者については、1に規定する要件は、日本国の法令に従って、一の被用者年金制度について満たされたものとみなす。

3　第五条1の規定は、初診日又は死亡日において六十歳以上六十五歳未満であった者に関して障害基礎年金又は遺族基礎年金を受ける権利の取得のために日本国の領域内に通常居住していることを要件として定めた日本国の法令の規定に影響を及ぼすものではない。